

「沖縄戦の歴史歪曲を許さない！ 沖縄県民大会」

実行委員会への参加を呼びかけます

実行委員会呼びかけ人 高嶋伸欣、佐久川政一、大濱敏夫、松田寛

連絡先： 887-1661（高教組書記局）福元

集会趣旨

3月30日、文科省は来年度から使用する高校歴史教科書の「沖縄戦における『集団自決』に対する日本軍の関与」を否定した教科書検定結果を明らかにしました。あろうことか検定意見の理由として、現在係争中である「岩波『集団自決』訴訟」をあげています。そのことは文科省自らが課している検定基準「未確定な時事的事象について断定的な記述しているところはないこと」を明確に逸脱しているものであり容認できるものではありません。

1982年、文部省（当時）は、日本軍による「住民虐殺」の記述削除をもくろんだものの、戦争体験者を含む沖縄全県民から「沖縄戦の実相」を否定するものとして怒りの声が沸き上がり、記述復活せざるをえませんでした。その際、文部省自ら「沖縄戦の住民犠牲を記述する場合は、『集団自決』をも記述するよう強制した」のでした。ここにきてその「集団自決」の記述を「日本軍による」という主語をなくすことによって沖縄戦の実相を曖昧にし、「軍隊の足手まといにならないために犠牲的精神の発露として住民自ら命を絶ったものであり『自発的な美しい死』であった」とする「新しい歴史教科書をつくる会」の動きと連動する政治的動きであるといわざるを得ません。

昨年12月の教育基本法改悪に続き「国民投票法案」、「米軍再編推進法」など全てが「戦争への道」を歩み出し、「翼賛体制」と見まごうばかりの「政治状況」の中で「沖縄戦の実相」が再び否定されようとしています。憲法がかかげる、平和、人権、民主主義の実現をめざす歩みを根本から覆し、教育基本法を変え、国家が教育に直接介入し「日本軍による南京虐殺や慰安婦問題、沖縄戦における住民虐殺や集団自決」を歴史から消し去ろうとしている一連の動きに対して大きな危機感を持たざるを得ません。

私たちは戦争がもたらす悲惨な実態を隠そうとする文科省の動きに対し「沖縄戦の歴史歪曲を許さない」立場から県民「大会」を開催し、改めて「沖縄戦の実相の歪曲を許さない」取組が急務となっています。

緊急ではありますが下記の日程にて「沖縄戦の歴史歪曲を許さない！ 沖縄県民大会」の開催にむけた第1回集会実行委員会を下記日程にて行います。つきましては是非貴団体も実行委員会への参加いただきたくお願いいたします。

第1回実行委員会への参加が困難な場合でも、ぜひ実行委員会に入ってくださいようお願い申し上げます。

第1回実行委員会

- 日時：07年5月17日(木) 午後6時30分～
- 場所：教育福祉会館2F(高教組)
- 協議事項：集会プログラム、その他

【資料1：「沖縄戦の歴史歪曲を許さない！沖縄県民大会」実行委員会準備会資料】

2007年5月2日

教育福祉会館2階中ホールにて

1. 情勢

昨年12月教育基本法改悪を強行した安倍・改憲政権は、日本国憲法施行60周年の節目・の年「5年以内に憲法改正をめざし、その手続法である国民投票法案を今通常国会で成立させる」と公言し数の力で4月13日衆議院での強行採決を行い、即日参院へ送られた。

「憲法と教育を参院選の争点にする」と執拗に公言し、大義なきイラクへの自衛隊派遣の延長、海外派遣の恒久法の目論みなど憲法の空洞化を一層進行させている。憲法改悪のねらいは、国是としている「集団的自衛権の否定」まで踏み込み、第9条を変えアメリカに追随し、戦争のできる国にしようとしていることは明らかである。

一方、「改悪教育基本法」を具体化する動きも急ピッチで行われている。

3月30日、教育関連3法案が国会に上程された。それは、義務教育の目標に「国を愛する態度」を入れる「学校教育法改定案」、教員免許を更新制にして国や教育委員会の言いなりの教員をつくり「教員免許法改定案」、国が地方教育委員会に指示・命令できるようにする「地方教育行政法改定案」三つの案を内容とするものである。

教育関連3法案は、3月11日の中央教育審議会答申を受けたものの答申そのものが2月6日の審議開始からわずか1ヶ月という、現場の声を聞かず強引なまでのスピードで仕立てられたところにその本質が露呈している。あらかじめ「決められた結論」に向かって、何が何でも今国会で成立させようという、政治日程優先で進められている。

このような流れと軌を一にするかのように3月30日、文科省は、沖縄戦における集団死・「集団自決」について「日本軍による自決命令や強要があった」とする5社、7冊に対し「沖縄戦の実態について誤解する恐れのある表現」として修正を指示し、日本軍による命令・強制・誘導等の表現を削除・修正させたことが明らかになった。

沖縄戦における「集団自決」については、第3次家永教科書裁判の最高裁判決においても、「集団自決の原因については、日本軍の存在とその誘導」かつ「一律に集団自決と表現したり美化したりすることは適切でない」と明確に指摘されているにも関わらず、再び文科省は1982年の過ちを再び繰り返そうとしている。

私たちは、この検定結果が沖縄戦の実相を歪めるものであり、戦争の本質を覆い隠すもので、沖縄の未来を担う子どもたちにはおろか、日本全国の子どもたちにこのような内容の教科書がわたることを絶対に許すことはできない。

2. 経過

3月30日(金) 文科省より検定結果が明らかにされる。

- 4月02日(月) 「沖縄戦の歴史歪曲を許さず、沖縄から平和教育をすすめる会」(略称：すすめる会)の抗議記者会見
- 4月03日(火) 沖縄県教組高教組協議会の抗議記者会見(200名余)
- 4月06日(金) 「すすめる会」緊急集会
- 4月17日(火) 沖教組・高教組・民主教育をすすめる県民会議三者による教職員・OB集会(400名余)
- 4月19日(木) 1フィートによる「集団自決の教科書検定に対する抗議集会」
- 4月27日(金) 「すすめる会」による文科省への申し入れ
- 5月08日(火) 沖退教、高退教、中頭退職教職員会による記者会見(予定)

「沖縄戦の歴史歪曲を許さず、沖縄から平和教育をすすめる会」略称「すすめる会」は、昨年12月10日設立された会です。

「岩波『集団自決』訴訟」など、「つくる会」を中心に沖縄戦歪曲の動きは更に活発となっており、この問題は教科書だけにとどまらず、日本全体の沖縄戦認識を揺るがすものとなる危険性をはらんでいます。

私たちは、これらの動きに対して沖縄から声を上げ、これまでの沖縄戦研究と運動の成果を受け、この問題を広く県民に広げまた日本全国へ問題提起することを主な課題として設立しました。

参加団体・1フィート運動の会、・沖教組、・高教組(82分会)、・沖縄県憲法普及協、・沖縄平和ネットワーク、・沖縄県歴史教育者協議会、
・沖縄人権協、

3. 集会趣旨について

学校教育は子どもたちに真実を教え伝えることである。その真実が時の為政者や政府により変えられることがあってはならない。

しかし3月30日に公表された教科書検定結果で明らかになったのは、沖縄戦における「集団自決」関わって「軍の関与」を削除するという、まさに「沖縄戦の実相」を否定し、歴史歪曲する動きである。

今回の検定意見の理由として、文科省は「最近の学説状況の変化」や「大江・岩波『集団自決』訴訟」をあげている。しかも「大江・岩波『集団自決』訴訟」は現在係争中の裁判で結論も出ていない段階で当時守備隊長であった原告の主張のみを根拠にしているのである。この動きは「部分否定を沖縄戦全体の否定に意識的につなげようとするもの」(部分否定を全否定へ)である。このような動きに対して渡嘉敷、座間味戦争体験者から相次いで抗議の声が上がっている。

戦争の悲惨さを体現した沖縄戦の教訓を教科書から削除することは県民の四分の一とも言われる犠牲者を愚弄するものである。

私たちは1982年、文部省(当時)の「住民虐殺」記述削除の動きに対し、全県民の声を集め、記

述復活させた経験があります。今再び「沖縄戦の歴史歪曲」をもくろむ文科省に対し、改めて「沖縄戦の実相」を全国へ伝えていく、そのことが私たち沖縄県民の責務となっている。

4. 第1回実行委員会準備会検討確認事項

(1) 集会及び大会名称について

沖縄戦の歴史歪曲を許さない！ 沖縄県民大会

(2) 日時について

6月9日(土)午後2時~

(3) 集会内容

次回第1回実行委員会にて提起

(4) 事務局体制について

- ・ 「呼びかけ人代表」を若干名置く
- ・ 事務局は高教組に置く

(5) とりくみ

- ・ 事務局で協議の上、市民・県民向けの集会参加呼びかけのチラシを作成する。
- ・ 県議会及び各市町村議会への対策
- ・ 大会終了後、本土要請団を派遣したい。(目標：20~30名)
- ・ 署名活動のとりくみ。(6月10日締め切り目標)
- ・ 沖縄戦の実相を否定する問題点を広くアピールする必要がある、引き続き実行委員会への加盟呼びかけを継続していく。
- ・ 多くの市民県民が集会へ参加することが重要である。そのために、各実行委員会参加団体は全力を挙げて一人でも多くの市民・県民が参加できるよう集会成功に向けて努力する。そのために、独自のチラシなどを活用しながら、集会への参加呼びかけを行う。

(6) 財 政

- ・ 集会成功にむけての財政負担は両教組で負担する。
- ・ 本土要請団については各実行委員会で努力する。

(7) その他

- ・ 雨天時の対応について(第1回実行委員会で検討)

【資料2：4月2日抗議声明】

高等学校歴史教科書検定における沖縄戦の「集団自決」の記述から 「軍の強制」を削除させたことに対して抗議する

2007年3月30日に公表された高等学校歴史教科書の検定結果によれば、文部科学省は、沖縄戦における集団死・「集団自決」について「日本軍による自決命令や強要があった」とする5社、7冊に対し「沖縄戦の実態について誤解する恐れのある表現」として修正を指示し、日本軍による命令・強制・誘導等の表現を削除・修正させたことが判明した。

1982年の教科書検定時、沖縄における日本軍の住民虐殺の記述を巡って、検定により修正が加えられていることが明らかになるや「沖縄戦の実相」を否定・歪曲するものとして戦争体験者をはじめとして沖縄全体から大きな怒りと反発が起こった。文部省（当時）は、沖縄戦の住民犠牲を記述する場合は、犠牲的精神の発露としての住民自ら命を絶った美しい死であるとする意味での「集団自決」を盛り込むよう強要してきたのである。しかし、沖縄戦研究及び多くの生存者・体験者が明らかにしたことは、沖縄戦における「集団自決」とは極限状況におかれた住民が、「軍官民共生共死」の思想のもと、家族同士が殺し合うという悲惨なものであった。

このことは、第3次家永教科書裁判の最高裁判決において、「集団自決の原因については、集団的狂気、極端な皇民化教育、日本軍の存在とその誘導、守備隊の隊長命令、鬼畜米英への恐怖心、軍の住民に対する防備対策、沖縄の共同体のあり方など様々な要因が指摘され、戦闘員の煩累を絶つための崇高な犠牲的精神によるものと美化するのは当たらないとするのが一般的であった、というのである」「集団自決と呼ばれる事象についてはこれまで様々な要因が指摘され、これを一律に集団自決と表現したり美化したりすることは適切でないとの指摘もあることは原審の認定するところである」と明確に判示され、「日本軍によって強制された『集団自決』（集団死）」が、日本軍の住民虐殺と併せて、沖縄戦研究の定説として教科書に記述されてきた。

今回の文部科学省の検定意見は、大阪地方裁判所で係属中の大江健三郎氏と岩波書店を名誉毀損で訴えた原告梅澤氏の主張等を持ち出し、「軍命がなかった」という一方の当事者の主張に立脚し、それが主流になりつつあると判断し、申請内容を修正させたのである。裁判は、主張書面や証拠書類等が提出されたのみであり、現在進行中である。訴訟係属中で結論の出していない裁判の一方当事者の主張を根拠に教科書記述の書き換えを要求することは、裁判を恣意的に利用したものであり、政治的な意図が見え隠れするものと言わざるを得ない。原告らの主張する「『集団自決』は、住民が国に殉じた犠牲的精神に基づき、自ら命を絶った美しい死であった」とする一方的な歴史観を押しつけるものである。

私たちは、この検定結果が沖縄戦の実相を歪めるものであり、戦争の本質を覆い隠し、美化するもので、沖縄の未来を担う子どもたちはおろか、日本全国の子どもたちにこのような内容の教科書がわたることを絶対に許すことはできない。

については、今回の検定結果に強い抗議を示すとともに、文部科学省は今回の修正指示を撤回し、申請時の文章に戻すよう強く要求する。

宛 文部科学大臣

2007年4月2日

沖縄戦の歴史わい曲を許さず、沖縄から平和教育をすすめる会
大江健三郎・岩波書店沖縄戦裁判支援連絡会

【資料3：文部科学省への要請書】

文部科学大臣 殿

2007年教科書検定に関わる要望書

2007年3月30日に公開された、高等学校用日本史教科書の検定結果は、多くの沖縄県民に怒りと疑問を広げています。沖縄戦における集団死・「集団自決」に関わる検定意見の内容と修正結果がその原因です。30日のマスコミ公開以降、学校教育関係者のみならず多くの県民、とりわけ戦争体験者が怒りの声をあげ、連日テレビ・新聞等がこの話題をとりあげています。その中で、私たち「沖縄戦の歴史歪曲を許さず、沖縄から平和教育をすすめる会」でも、この問題に対し抗議の意を表明し、修正指示を撤回するよう文部科学省へ求めています。これは、沖縄県知事も今回の修正意見については疑義を表明しているように、多くの県民の思いであり、あの汚辱の戦場を生き延びた体験者の思いと、同一です。

沖縄戦研究者の地道な研究・調査活動によって、集団死・「集団自決」が日本軍の強制・強要・命令・誘導等によって起こり、それは日本軍による住民虐殺と表裏一体であったこと、また慶良間諸島だけでなく沖縄本島・周辺離島でも発生していることを明らかにされてきました。そのことは第3次家永教科書裁判の最高裁判決（1997年8月29日第三小廷）の中でも沖縄戦の実相として明確に判示されています。その後、沖縄戦当時の様々な史料・公文書の発見等により更に実証的研究が進み、そのことを裏付けています。そうした成果がこれまでの教科書記述には反映されていません。

しかし、マスコミ報道等によれば、貴省は今回の修正意見の理由として、「軍命の有無をめぐる論争が起きていること」、「沖縄戦集団自決冤罪訴訟の原告意見陳述（2005年8月）を参考資料としたこと」を挙げています。しかし、「冤罪訴訟」という呼称は原告支援者の呼び方であり、貴省がこれを使用したことは一方当事者の立場に立ったものとして極めて不公正であります。また現在係争中の裁判を根拠に変更することは、これまで貴省が示していた「裁判などで係争中の事象を確定的に扱うことを禁止する」という検定基準を大幅に逸脱し、また沖縄戦研究の成果を無視したものとして、極めて中立性・客観性に欠けたものをいわざるを得ません。そこで私たちは、重ねて修正意見の白紙撤回を求めるとともに、次のことを要請します。

1. 4月26日より実施される高校教科書の検定資料の公開を沖縄県内でも実施するよう求めます。

今回も全国8カ所での開催であり、沖縄県で開催されたことはありません。これだけ今回の検定に関わって問題となっている現場で、その検定について説明することは、文部科学省の責務です。5月中、又は沖縄県議会最中に沖縄県で開催することを求めます。

2. 文部科学省に対し、今回の修正意見作成にあたってどのような資料をもとに、何が議論され、どうして今回の修正意見に至ったのか、具体的な審議経過等についての説明を求めます。

上記で指摘した通り、参考にした書籍は研究の一部としか言えず、それも民事裁判の陳述書など関係者しか手に入らない資料を、原告側の支援会の呼称である名前で利用するなど、検定資料の公開だけでは、不明瞭な点が多くあります。これに関し、どのように公平性・中立性が保たれ、歴史研究の論争や成果を踏まえたのかを明らかにしていただきたい。

2007年4月16日

沖縄戦の歴史歪曲を許さず、沖縄から平和教育をすすめる会

教科書検定に関する意見書

2008年度から使用される高校教科書検定結果の公表によると、沖縄戦における「集団自決」の記述について、「日本軍による強制または命令は断定できない」との検定意見により、日本軍による命令・強制・誘導等の表現を削除・修正させられていたことが明らかになった。

その根拠として文部科学省は、日本軍による命令を否定する学説が出てきていることや、自決を命じたとされる元軍人らが起こした裁判などを挙げている。

しかしながら、係争中の裁判を理由にし、かつ一方の当事者の主張のみを取り上げることは、文部科学省自らが課す検定基準である「未確定な時事的事象について断定的に記述しているところはないこと」を逸脱するばかりか、体験者による数多くの証言や、歴史的事実を否定しようとするものである。

沖縄戦における「集団自決」が、日本軍による命令・強制・誘導等なしに、起こりえなかったことは紛れもない事実であり、そのことがゆがめられることは、悲惨な地上戦を体験し、筆舌に尽くしがたい犠牲を強いられてきた沖縄県民にとって、到底容認できるものではない。

よって当市議会は、沖縄戦の歴史を正しく伝え、悲惨な戦争が再び起こることがないようにするためにも、今回の検定意見が速やかに撤回されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年（2007年）5月15日

那覇市議会

あて先 内閣総理大臣、文部科学大臣

【資料5：糸満市意見書】

教科書検定に関する意見書

本市は沖縄戦終えんの地で、激しい地上戦で多くの住民が犠牲になっている。直接の戦闘による犠牲とは別に、日本軍による「避難場所からの追い出し」や「米軍への投降の阻止」などでも多数の住民が死に追い込まれた。

現在、平和の発信地である本市は、平和の礎や平和祈念資料館、ひめゆりの塔や各地の慰霊の塔が存在する。多くの修学旅行生も訪れ、平和学習の場ともなっており、戦争の真実と平和の尊さを伝える役割を担っている。だからこそ、歴史の真実を伝えることは、重要であると考える。

2008年度から使用される高校教科書検定結果の公表によると、沖縄戦における「集団自決」の記述について、「日本軍による強制または命令は断定できない」との検定意見により、日本軍による命令・強制・誘導等の表現を削除・修正させられていたことが明らかになった。

その根拠として文部科学省は、日本軍による命令を否定する学説が出てきていることや、自決を命じたとされる元軍人らが起こした裁判などを挙げている。

しかしながら、係争中の裁判を理由にし、かつ一方の当事者の主張のみを取り上げることは、文部科学省自らが課す検定基準である「未確定な時事的事象について断定的に記述しているところはないこと」を逸脱するばかりか、体験者による数多くの証言や、歴史的事実を否定しようとするものである。

沖縄戦における「集団自決」が、日本軍による命令・強制・誘導等なしに、起こりえなかったことは紛れもない事実であり、そのことがゆがめられることは、悲惨な地上戦を体験し、筆舌に尽くしがたい犠牲を強いられてきた沖縄県民にとって、到底容認できるものではない。

よって、本市議会は、沖縄戦の歴史を正しく伝え、悲惨な戦争が再び起こることがないようにするためにも、今回の検定意見が速やかに撤回されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年5月15日

糸 満 市 議 会

あて先：内閣総理大臣、文部科学大臣